

## 議案第42号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「以下同じ。）」の次に「若しくはパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第9条の4第1項及び第2項並びに第16条第1項中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（説明） 育児又は介護を行う職員の勤務時間の制限及び介護休暇の承認において、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。